

諮問の主旨

新居浜市水道事業は、昭和29年3月に事業認可を受け、計画給水人口35,000人で事業を創設して以来、市民生活や産業活動に欠かすことのできないものとして、安全でおいしい水道水の安定提供に努めてまいりました。

しかしながら、近年、人口減少等による水需要の低迷により収益が減少する一方で、管路や施設の老朽化に伴う更新や耐震化の費用が増大し、経営環境は厳しさを増しております。

このような中、本市におきましては平成31年3月に、中長期的な経営の基本計画である「水道事業経営戦略」を策定しましたが、現在の料金水準では投資に必要な財源として企業債に頼らざるを得ず、投資の合理化を図ったとしても将来的に財源が不足することが見込まれています。また、前回の料金改定以降、一般家庭や事業所における1戸当たりの使用水量が減少するなど、水需要構造が大きく変化しております。

つきましては、今後も水道事業を安定的に経営していくため、どのような方策を講ずるべきか、「持続可能な水道事業経営及びそれを支える水道料金の在り方」について、貴審議会のご意見をいただきたく、諮問するものであります。

また、新居浜市公共下水道事業は昭和35年に旧下水道法に基づく合流式による公共下水道事業に着手し、その後昭和48年に分流式公共下水道へ抜本的な計画の見直しを行い順次整備を進め、令和2年度には水洗化人口69,296人、下水道普及率64.0%となっています。

今後、人口減少に伴う収益の減少や施設の老朽化等による更新費用の増大が見込まれる中においても、水道事業と同様に、生活環境の向上や浸水被害の軽減など重要な役割を果たしており、将来にわたって安定的にサービスを提供する必要があります。

このような中、令和元年度に財政状況や経営成績がより正確に評価、判断できるように、地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行し、令和3年3月には中長期的な視点に立った経営の指針として「公共下水道事業経営戦略」を策定しました。

公共下水道事業は「雨水公費、汚水私費」の原則のもと、汚水処理費は利用者からの下水道使用料で賄うとされていますが、保有する膨大な施設の維持管理費用や企業債の償還など、今後、多額の費用負担が予想される中で、「持続可能な公共下水道事業経営及びそれを支える下水道使用料の在り方」について、貴審議会のご意見をいただきたく、諮問するものであります。